

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成27年5月28日(2015.5.28)

【公表番号】特表2014-513073(P2014-513073A)

【公表日】平成26年5月29日(2014.5.29)

【年通号数】公開・登録公報2014-028

【出願番号】特願2014-503208(P2014-503208)

【国際特許分類】

A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	9/08	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/135	(2006.01)
A 6 1 K	47/36	(2006.01)
A 6 1 K	47/38	(2006.01)
A 6 1 K	47/32	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	45/00					
A 6 1 K	9/08					
A 6 1 P	43/00	1	2	1		
A 6 1 P	43/00	1	1	1		
A 6 1 K	31/135					
A 6 1 K	47/36					
A 6 1 K	47/38					
A 6 1 K	47/32					

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月6日(2015.4.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヒト又は動物の眼に局所投与可能な水性組成物において、少なくとも1種の水溶性ポリマー眼科用潤滑媒体の水溶液及び有効量のトラマドール又はその誘導体を含むことを特徴とする水性組成物。

【請求項2】

請求項1に記載の水性組成物において、点眼剤の形態で眼に適用可能な人工涙液又は眼科用潤滑剤組成物を含むことを特徴とする水性組成物。

【請求項3】

請求項1又は2に記載の水性組成物において、0.01%~2%w/vのトラマドールを含むことを特徴とする水性組成物。

【請求項4】

請求項1乃至3の何れか1項に記載の水性組成物において、前記水溶性ポリマー眼科用潤滑媒体が、複数のイオン性又は非イオン性極性基を有する水溶性ポリマーを含むことを特徴とする水性組成物。

【請求項5】

請求項1乃至4の何れか1項に記載の水性組成物において、前記水溶性ポリマー眼科用

潤滑媒体が、ヒアルロン酸ナトリウム、カルボマーゲル（ポリアクリラート）、及びヒプロメロース（ヒドロキシプロピルメチルセルロース、HPMC）の少なくとも1種を含むことを特徴とする水性組成物。

【請求項6】

請求項1乃至5の何れか1項に記載の水性組成物において、前記水性組成物の表面張力を低下させるようにしてある少なくとも1種の界面活性剤種を含むことを特徴とする水性組成物。

【請求項7】

請求項1乃至6の何れか1項に記載の水性組成物において、a) 前記組成物が1～20センチポアズの粘度を有する、及び／又は、b) pH 6.5～pH 8.0の範囲のpHを有する、及び／又は、c) 水1キログラムあたり約200～400ミリオスモルの範囲のオスモル濃度を有することを特徴とする水性組成物。

【請求項8】

ヒト又は動物の眼の自然の涙の欠乏を伴う病態の治療にほぼ同時に使用する、少なくとも1種の水溶性ポリマー眼科用潤滑媒体の水溶液及びトラマドールまたはその誘導体の水溶液。

【請求項9】

請求項8に記載の水溶液において、前記少なくとも1種のポリマー眼科用潤滑媒体と前記トラマドール又はその誘導体が单一の水溶液中に提供されていることを特徴とする水溶液。

【請求項10】

請求項9に記載の水溶液において、前記单一の水性組成物が、請求項1乃至7の何れか1項に記載の水性組成物を含むことを特徴とする水溶液。

【請求項11】

ヒト又は動物の眼の眼障害又は病態の治療において局所適用するための組成物において、前記障害又は病態若しくはその症状を治療するようになっている眼科的に活性な薬剤を含み、トラマドール又はトラマドールの誘導体をさらに含むことを特徴とする組成物。

【請求項12】

請求項11に記載の組成物において、前記眼科的に活性な薬剤が、単独に投与されると、治療される眼又はその周囲に疼痛、不快感、炎症、刺激、又は他の望ましくない感覚若しくは反応を起こす傾向がある薬学的に活性な薬剤を含むことを特徴とする組成物。

【請求項13】

請求項11又は12に記載の組成物において、前記眼科的に活性な薬剤が、アセクリジン、アセタゾラミド、アシクロビル、アネコルタブ、アプラクロニジン、アトロピン、アザペンタセン、アゼラスチン、バシトラシン、ベフノロール、ベタメタゾン、ベタキソロール、ビマトプロスト、ブリモニジン、プリンゾラミド、カルバコール、カルテオロール、セレコキシブ、クロラムフェニコール、クロルテトラサイクリン、シプロフロキサシン、クロモグリケート、クロモリン、シクロペントレート、シクロスボリン、ダビプラゾール、デメカリウム、デキサメタゾン、ジクロフェナク、ジクロルフェナミド、ジピベフリン、ドルゾラミド、エコチオフェート、エメダスチン、エピナスチン、エピネフリン、エリスロマイシン、エトキシゾラミド、オイカトロピン、フルドロコルチゾン、フルオロメトロン、フルルビプロフェン、ホミビルセン、フラマイセチン、ガンシクロビル、ガチフロキサシン、ゲンタマイシン、ホマトロピン、ヒドロコルチゾン、イドクスウリジン、インドメタシン、イソフルロフェート、ケトロラク、ケトチフェン、ラタノプロスト、レボベタキソロール、レボブノロール、レボカバスチン、レボフロキサシン、ロドキサミド、ロテプレドノール、メドリゾン、メタゾラミド、メチプラノロール、モキシフロキサシン、ナファゾリン、ナタマイシン、ネドクロミル、ネオマイシン、ノルフロキサシン、オフロキサシン、オロパタジン、オキシメタゾリン、ペミロラスト、ペガブタニブ、フェニレフリン、フィゾスチグミン、ピロカルピン、ピンドロール、ピレノキシン、ポリミキシンB、プロドニゾロン、プロバラカイン、ラニビズマブ、リメキソロン、スコボラミン、セ

ゾラミド、スクアラミン、スルファセタミド、スプロフェン、テトラカイン、テトラサイクリン、テトラヒドロゾリン、テトリゾリン、チモロール、トブラマイシン、トラボプロスト、トリアムシヌロン、トリフルオロメタゾラミド、トリフルリジン、トリメトプリム、トロピカミド、ウノプロストン、ビダルビン、キシロメタゾリン、その薬学的に許容可能な塩、及びこれらの組み合わせを含む薬学的に活性な物質の群から選択されることを特徴とする組成物。

【請求項 1 4】

ヒト又は動物の眼の眼障害又は病態の治療及び前記組成物を治療が必要な眼に局所的に投与するのに使用する、トラマドール又はトラマドールの誘導体を伴うヒト又は動物の眼の障害又は病態又はその症状の治療に適用した眼科的に活性な物質を含む局所投与可能な組成物。

【請求項 1 5】

請求項 1 4 に記載の局所投与可能な組成物において、前記組成物が、請求項 1 1 乃至 1 3 の何れか 1 項に記載の組成物を含むことを特徴とする組成物。

【請求項 1 6】

ヒト又は動物の眼の医学的病態に関連した疼痛の治療に使用するトラマドール又はその誘導体を含むことを特徴とする局所投与可能な組成物。